

男女共同参画プラン決定

市は昨年12月25日、一関市における男女共同参画社会の実現を目指し、市民、企業、行政などが一緒になって男女共同参画を推進するための取り組みの方向性を示す「いちのせき男女共同参画プラン」を決定しました。

プランは、19年度を初年度とし23年度を目標年度とする5カ年計画で、今後、これに沿って男女共同参画を推進していきます。



プランの最終案について意見交換が行われた第4回男女共同参画プラン策定懇話会(12月22日、市役所本庁)

市は、「豊かで活力ある社会を実現していくためには男女共同参画の推進が重要な課題である」との認識のもと、17年9月の新市誕生と同時に男女共同参画推進にかかわる業務の専任部署を設置。12月に市民意識調査による現状の把握を行い、18年2月には助役を本部長とする「一関市男女共同参画推進本部」を設置して、プラン策定の体制を整えました。

また、市民の意見をプランに反映させるため、4月に「一関市男女共同参画プラン策定懇話会」(高木春子会長・委員20人)を設置し、4回の懇話会を開催するとともに、住民説明会やパブリックコメントなどで意見や提言をいただきながらプラン策定を進めてきました。

を進めてきました。

決定したプランは、▽策定の必要性▽策定の背景▽基本的考え方▽基本計画▽推進体制▽主要指標及び施策一覧一で構成。男性も女性も、互いにその人権を尊重し、共に支えあい、性別に関係なく能力が十分に発揮され個性に応じた生き方ができる豊かな社会の実現を目指して、基本理念を「男女がお互いを尊重し支えあう輝く地域社会」とし、その実現に向けた六つの基本目標の下に具体的な施策を展開していくこととしています。

プランの全文は、本庁企画調整課、各支所地域振興課に備え付けるほか、市のホームページにも掲載しています。

また、市民の皆さんにプランの概要を理解していただくため、その要点を取りまとめた概要版を作成しました。広報本号と併せて配付しますので、ご覧ください。

◎問い合わせ先
本庁企画調整課男女共同参画推進係

7つの地域協議会が12月26日から27日にかけてそれぞれ行われ、総合計画実施計画案について協議されました。

市長に報告された意見の概要は次のとおりです。

- ◇計画は、公債費比率の上昇抑制など、健全な財政運営を確保しながら、重要度などにより優先順位を定めて実施すべき
- ◇学校施設などの整備は、児童生徒数などの綿密な将来予測の下に計画的に整備すべき
- ◇実施計画のローリングにあたっては、事業の評価をしながら行うべき
- ◇ソフト事業の計画についても協議する場の検討が必要
- ◇品目横断的経営安定対策などに呼応した事業の見直しを
- ◇農業関係補助事業について、農家への内容の周知を
- ◇学校の耐震補強について、▽子どもたちの安全を優先して実施を▽学校統廃合と併せて、無駄な投資にならないように
- ◇水道未普及地域の早期解消を
- ◇行政から資材を支給し、地域住民が道路を整備する制度の創設を

総合計画実施計画(案)を協議

— 地域協議会 —

活発な意見が交わされた一関地域協議会



- ◇小中学校情報教育設備事業に係るコンピュータ操作の指導者配置を
- ◇外国語指導助手の適切な配置を
- ◇地域情報基盤整備事業に伴い各世帯にフロードバンドサービスが受けられるよう、民間業者との綿密な連携を
- ◇合併協議で申し合わせている配分枠を順守の上、今後計画策定を
- このほか、花泉では花泉高等職業訓練校の廃止、大東では天狗岩牧野に係る指定管理者制度導入についても協議されました。

◎問い合わせ先
本庁地域振興課地域係 ☎08671

世界遺産を目指して

遺跡と共生する地域づくり推進に向け保存活用本部を設置

国がユネスコに提出した「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」の世界遺産登録推薦書が昨年末に受理され、手続き的には一段落した感のある世界遺産登録に向けての動き。

しかし、骨寺村荘園遺跡という貴重な遺産を、生活の場としての機能を保ちつつ保存してい

くためには、解決すべき課題も多々あります。

このため市は昨年11月1日、助役を本部長とする骨寺村荘園遺跡保存活用本部を本庁内に設置。世界遺産登録の推進とともに、遺跡と共生する地域づくりの総合的な推進のため、関係部局が一体となって取り組みを進めています。

同本部には▽総務(文化振興課▽産業振興(商業観光課・農地林務課・農政課▽景観形成(建築住宅課・維持課)の各班を設けた事務局を設置。現在、骨寺村荘園遺跡に係る

世界遺産の登録・管理運営

骨寺村荘園遺跡整備計画

ガイドランス施設の管理運営

ボランティアガイド

景観農業振興地域

◎問い合わせ先
骨寺村荘園遺跡保存活用本部



国際専門家会議でもその価値が高く評価され、国内2番目の重要文化的景観として選定された「一関本寺の農村景観」

危機遺産とは

世界遺産講座Vol.9

危機遺産とは、▽武力紛争▽自然災害▽大規模工事▽都市開発▽観光開発▽商業的密猟などによって重大な危機にさらされている世界遺産のことで、平成18年7月現在、31件あります。

危機遺産リストに登録されると、国際的な協力や世界遺産基金(※1)からの財政的支援を要請することができず。また、危機的な状況を脱したとみなされる場合は、危機遺産リストから除外されます。

ドイツのケルン大聖堂は、8年に世界文化遺産に登録されましたが、都市開発により高層ビルが近くに建設されると、世界遺産としての空間的統合性が損なわれる」という理由から、16年に危機遺産リストに登録されました。

この例は、アンコール(※2)などのように、遺跡そのものの破損が進んだことにより危機遺産となったものではなく、

遺産とその周辺の空間的統合性が問題となり、危機遺産リストに登録されたという珍しいケースでした。ケルン大聖堂はその後、高層ビルの建設計画の規模縮小が示されたため、18年7月にリトアニアで開催された第30回世界遺産委員会で危機遺産リストから除外されました。

※1 世界遺産の保全、修復、技術者の研修などのための基金で、世界遺産条約の締結国の分担金や任意の拠出金、団体や個人などからの寄付金などによって成り立っています。

※2 900年ほど前にカンボジアで栄えた王朝の遺跡、アンコールは、カンボジア国内での度重なる内戦や自然の猛威などで荒廃が進んでいました。4年の世界文化遺産登録と同時に、危機遺産リストに登録されましたが、日本を含めた国際的な支援活動が行われ、16年に危機遺産リストから除外されました。

◎問い合わせ先
教育委員会文化振興課
☎086595